

改正

平成25年3月22日条例第18号

平成26年9月25日条例第20号

平成27年12月25日条例第36号

平成28年3月25日条例第6号

平成28年9月30日条例第23号

平成30年3月23日条例第8号

蕪崎市病児・病後児保育所条例

(設置)

第1条 保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与するため、蕪崎市病児・病後児保育所（以下「保育所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 蕪崎市病児・病後児保育所

位置 蕪崎市本町三丁目5番3号（蕪崎市立病院内）

(保育所の事業)

第3条 保育所は、病気又は病気の回復期にある児童を一時的に預かり、その症状に応じて安静に保ち保育を行う。

(利用時間)

第4条 保育所の利用時間は、午前8時00分から午後6時00分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。

(休所日)

第5条 保育所の休所日は、蕪崎市の休日を定める条例（平成元年3月蕪崎市条例第10号）に準ずる。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。

(対象者)

第6条 保育所を利用することができる対象者（第9条において「対象児童」という。）は、おおむね生後6箇月から小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部までに就学している児童で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 病気の回復期に至っていない期間又は回復期にあり、医療機関に入院加療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある者で、病児・病後児保育事業の利用が可能であると医師が認めるもの
- (2) 保護者の就労、傷病、事故、出産、家族の介護又は看護、冠婚葬祭その他社会的にやむを得ない事情により、家庭において育児が困難なもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの
(利用定員)

第7条 保育所の利用定員は、1日につき原則として6人とする。ただし、次条の割合で職員が増員される場合は、それにより定員を増やすことができる。

(職員の配置)

第8条 保育所へ職員を配置するものとする。

- 2 前項に定める職員の配置については、事業を専門に担当する職員として、看護師等（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）をおおむね利用児童10人につき1人以上配置するとともに、病児・病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士をおおむね利用する児童3人につき1人以上配置するものとする。

(利用の許可)

第9条 対象児童の保護者で、保育所の利用を希望するものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要と認めるときは、条件を付することができる。

(利用料)

第10条 前条の利用の許可を受けた者（以下この条において「利用者」という。）は、病児・病後児保育負担金（以下「利用料」という。）として、対象となる児童1人1日当たり別表に定める階層区分に応じ、利用料を納入しなければならない。ただし、病状の急変等やむを得ない事由により、1日の利用を停止する場合は、1時間を単位とし、利用時間に相当する額を納入するものとする。

- 2 市長は、利用者から利用料の算定に必要な書類の提出を求めることができる。
- 3 市長は、利用料のほか、必要な実費を利用者から徴収することができる。
- 4 市長は、特に必要と認めた世帯について、利用料を免除することができる。

(利用の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保育所の利用を拒むことができる。

- (1) 保育所を利用しようとする児童が感染性の疾患を有し、感染のおそれがあると判断したとき。
- (2) 保育所を利用しようとする児童の症状が重く、入院又は加療を必要とすると判断したとき。
- (3) 保育所の定員を超えたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が保育所の利用を不相当と認めるとき。

(許可の取消し等)

第12条 市長は、保育所を利用する児童（以下「利用児童」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、その許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用児童が第6条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (4) 第9条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (5) 前条各号の規定に該当する事実が認められるとき。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日条例第18号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月25日条例第20号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月25日条例第6号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日条例第23号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年 3 月23日条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の蕪崎市病児・病後児保育所条例第10条の規定は、この条例の施行の日以後の利用の申請に係る利用料から適用し、この条例の施行の前日に改正前の蕪崎市病児・病後児保育所条例第 9 条の規定により利用の許可を受けている者に係る利用料の額は、なお従前の例による。

別表（第10条関係）

階層	世帯区分	利用料	
A階層	次のいずれかに該当する世帯 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）による支援給付受給世帯 (2) 前年度分市県民税非課税世帯	無料	
B階層	A階層を除き、蕪崎市内に住所を有し前年分所得税非課税世帯	1 日につき	800円
		1 時間につき	120円
C階層	A階層及びB階層を除き、蕪崎市内に住所を有する世帯	1 日につき	1,700円
		1 時間につき	240円
D階層	A階層、B階層及びC階層を除く世帯	1 日につき	2,500円
		1 時間につき	350円

備考

利用時間が 1 時間未満であるとき、又はその時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは 1 時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。